



特定非営利活動法人 情報公開クリアリングハウス
理事長 三木 由希子様

外務大臣

行政文書の開示請求に係る決定について（通知）

下記の開示請求に関し、開示請求対象行政文書一覧表（別紙）のとおり決定しましたので、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第9条の規定に基づき、通知します。

記

1. 開示を求められた行政文書の名称等

昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの
日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの

2. 開示請求番号 2015-00163

3. 開示請求受付日 平成 27年05月01日

- ※ この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に外務大臣に対して異議申し立てをすることができます。
また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第2項の規定により、この決定があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）以下の裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京地方裁判所

[備考]

1	行政文書の名称等： 昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの
	決定区分： 不開示（不存在）
	決定に係る該当条項：
	決定理由： 当省保有の行政文書を探索しましたが、対象となる行政文書は作成・取得していないため不開示（不存在）としました。
2	行政文書の名称等： 日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府において明示的に合意された事実がわかるもの
	決定区分： 不開示
	決定に係る該当条項： 5条3号
	決定理由： 理由1のとおり。

不開示理由一覧

2015-00163			法5条 該当号
理由番号	不開示とした部分	不開示とした理由	
1	文書2	<p>本件行政文書は、日米双方の合意がない限り公表されないことを前提に行われた日米地位協定の実施に関する日米間の協議の記録であり、本件協議の内容が記録された議事録を公にすることにより、日米間の信頼関係を損ない、今後、米側との間で忌憚のない協議や意見交換を行うことを阻害するおそれがあり、また、その結果、米軍施設・区域をめぐる諸問題に対する日米両政府の対処能力を低下させ、米軍の我が国での安定的駐留と円滑な活動を阻害するおそれがあるため、不開示としました。</p>	3号

・外務省大臣官房総務課外交記録・情報公開室
 〒100-8919 東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
 電話：03-5501-8068 FAX：03-5501-8067